

長野県高齢者居住安定確保計画の見直しについて

建築住宅課

1 高齢者居住安定確保計画の策定の経過

[平成 23 年度]

- ・ 高齢者居住安定確保計画を策定（計画期間：H24～29 年度）
（「長野県住生活基本計画」（計画期間：H23～32 年度）、「第 5 期長野県高齢者プラン」（計画期間：H24～26 年度）の策定に併せて策定）

[平成 26～27 年度]

- ・ 高齢者居住安定確保計画の一部見直し
（平成 26 年度に見直しが行われた「第 6 期長野県高齢者プラン」（計画期間：H27～29 年度）の内容を反映）

2 現在の高齢者居住安定確保計画について

・・・資料 1-2 参照

3 高齢者プランの見直しについて

・・・資料 1-3 参照

7 期計画（H30～H32）の概要、スケジュール

4 高齢者居住安定確保計画見直しの方向性

（1）見直しの必要性、スケジュール

・・・資料 1-4 参照

- ・ 「住生活基本計画」が平成 28 年度に改定されたこと及び「高齢者プラン」が平成 29 年度に見直されるのに合わせ、平成 29 年度に計画を見直す。

（2）計画期間

- ・ 平成 30～35 年度

（3）基本目標、視点、施策の方向性（目指す姿）

- ・ 住生活基本計画に定める 5 つの目標と高齢者プランに定める重点取組を踏まえて策定
- ・ 高齢者プランの計画素案（12 月予定）を参考に基本目標等の見直しを検討

（4）施策展開

- ・ 計画に掲載する資料を最新のデータに更新
- ・ 県の実施する事業について平成 30 年度予算を反映
- ・ 高齢者プランの計画素案（12 月予定）を参考に、「現状と課題」、「施策展開」等を修正

（5）目標値

住 宅 関 係	介護・福祉関係
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住生活基本計画の目標値を掲載 ・ H28 年度改定版を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者プランの目標値を掲載 ・ 第 7 期高齢者プランの計画素案（12 月予定）を参考とする。

（6）その他

- ・ 住宅審議会の意見等を計画見直しに反映する予定

長野県高齢者居住安定確保計画（H27.10 改定版）について

1 長野県高齢者居住安定確保計画について

(1) 根拠法令

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）第4条

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）

第2章 基本方針及び高齢者居住安定確保計画

（高齢者居住安定確保計画）

第4条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

二 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

ニ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業（以下「高齢者居宅生活支援事業」という。）の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三（以下略）

(2) 位置付け

「長野県住生活基本計画」及び「長野県高齢者プラン」を基幹計画とし、住まい（＝ハード）とサービス（＝ソフト）を一体的に捉え、高齢者の住まいに係る施策を計画的に展開していくために策定された計画

(3) 計画期間

平成24年度から平成29年度まで（6年間）

「第6期長野県高齢者プラン」（計画期間：平成27年度～平成29年度）の策定に合わせ、H27.10 中間見直しを実施。

(4) 計画の内容

ア 基本目標（目指す姿）

「高齢者が安全・安心に住み慣れた地域で生活できる住まいの実現」

イ 施策の方向性

- ① 地域において高齢者の生活を支えるコミュニティの維持・構築
- ② ニーズに応じた高齢者の住まいの安定的な確保（ハード）
- ③ 提供されるサービス等の充実（ソフト）

2 高齢者の“住まい”（居場所）の確保に向けた課題

□ 高齢者数の増加、

一人暮らし（単身）・夫婦のみ世帯の増加

⇒ 高齢者を地域で支える仕組みの確保

- 地域の絆（つながり）の重視
- 地域コミュニティ機能の維持・構築
- NPO など様々な主体の参画

□ 住み慣れた住宅での生活の継続

⇒ 高齢者の在宅生活を支える住環境の整備

- 健康、環境への配慮（疾病の予防）
- 住宅内事故の防止（バリアフリー化）

○ 高齢者数の増加、一人暮らし（単身）・夫婦のみ世帯の増加に伴う、居住の安定（“住まい”）の確保が必要

○ 高齢社会に対応し、様々な施策を連携し推進することが必要

□ 多様なニーズへの対応

⇒ 多様な“住まい”の確保

- 高齢期に住み替えし易い住宅市場の整備
- 高齢者向け賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）
- セーフティネットとしての公営住宅
- “住まい”としての介護保険施設の整備
- 賃貸住宅、施設、各サービス等の簡便な情報の入手

□ 居住の安定（生活）を支えるサービスの充実

⇒ 様々な場面（在宅・施設）でのサービスの充実

- 生きがいづくり・社会参加の促進
- 医療・介護・予防・生活支援の各サービスの連携

3 高齢者に対する住宅・健康福祉施策の展開

【建設分野】

◎ 「長野県住生活基本計画」(H23～H32) (法根拠:住生活基本法)

【計画の目標】

- 人と環境が共生する住まいづくり
- 誰もが安定した居住を確保できる体制づくり
- 多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり
- 安全・安心な暮らしを支える住まいづくり
- 次代につなぐ美しい景観とコミュニティを育むまちづくり

【関連項目】

- ◇ 環境と共生する住宅の促進
- ◇ 住宅のユニバーサルデザインの普及の促進
- ◇ 公営住宅のセーフティネット機能の充実
- ◇ 賃貸住宅ストックの形成

施策の連携・特化

◎ 「長野県高齢者居住安定確保計画」(H24～29)

(法根拠:高齢者住まい法)

⇒ 高齢者の住まいの確保に特化した計画

【ポイント】

- ◇ 地域コミュニティ機能を核とした地域の支え合い
- ◇ 高齢者の暮らしを支える、環境と共生する住宅の促進
- ◇ 多様な暮らし方に対応した高齢者向けの賃貸住宅の確保
- ◇ “住まい”のセーフティネットとしての公営住宅の確保
- ◇ 自宅や地域で暮らし続けることができる支援体制の整備 等

第6期長野県高齢者プラン（H27～29）を反映させて一部改定
 （目標指標、最新データへの更新、制度改正等の変更点を反映）

【健康福祉分野】

施策の連携・特化

◎ 「長野県高齢者プラン」(H27～H29) (法根拠:老人福祉法・介護保険法)

【重点的な取組み】

- ① 地域包括ケア体制の構築に向けた取組
- ② 医療と介護の連携強化による在宅療養環境の整備
- ③ 生活支援サービスの充実
- ④ 認知症高齢者ケア体制の整備
- ⑤ 医療・介護人材の養成・確保
- ⑥ 高齢者の多様な施設・住まいの創出
- ⑦ 人生二毛作・生涯現役社会の実現
- ⑧ 健康長寿の継続・発展へ向けた取組の推進

【関連項目】

- ◇ 「人生二毛作・生涯現役」社会の実現
- ◇ 地域包括ケア体制の構築
- ◇ 特別養護老人ホーム等施設の整備
- ◇ 在宅生活を支援するサービスの充実

長野県高齢者居住安定確保計画（H24～H29）の概要

【基本目標（目指す姿）】

『高齢者が安全・安心に 住み慣れた地域で生活できる住まいの実現』

高齢者の居住の安定を実現するために、安全・安心を下支えし、安定させていくものとして、高齢者が長年生活した住み慣れた地域での暮らしを継続できる仕組みを地域全体で構築していくことが重要です。

また、高齢者が健康で生き生きと暮らし続けるためには、一人ひとりのニーズに応じた多様な住まい（環境配慮型・バリアフリー化された住宅、サービス付き高齢者向け住宅、要介護状態の高齢者を受け入れる施設など）が整備され、それぞれの住まいでの生活を可能にする十分なサービス（医療・介護・予防・生活支援の各サービスなど）が確保され、ハード・ソフトの両面から“安全・安心”を確保していくことが必要となります。

【視点（目標実現に向けての着眼点）】

1 地域の絆（つながり）

地域とのつながりが強い長野県では住み慣れた地域や自宅で引き続き暮らすために、地域全体で高齢者の生活を支える体制（コミュニティ）の維持・構築が必要

2 高齢者の意思の尊重

住み慣れた地域や自宅で暮らす、自分自身で“住まい”を選択するという、一人ひとりの意思が尊重され、その人らしく暮らしていける住まいの実現

3 サービスの質と体制

在宅、賃貸住宅、施設のいずれにおいても、バリアフリー化、身体機能の低下に応じた設備の確保、必要なソフトサービスなど、高齢者の安全が確保され、快適に生活できる住環境を整えることが必要

【施策の方向性】・【施策展開】

1 【地域において高齢者の生活を支えるコミュニティの維持・構築】

◇地域コミュニティ機能を核とした地域の支え合い

⇒中山間地域が多い長野県で暮らす高齢者の居住の安定を、地域コミュニティの機能を活かした地域の支え合い（安否確認、緊急時の対応、生活相談、見守り、配食サービス、移送サービス）により確保

【事業展開】：住民支え合い活動支援事業補助金（健康福祉部）

2 【ニーズに応じた高齢者の住まいの安定的な確保】

◇高齢者の暮らしを支える、人に優しい、環境と共生する住宅の促進

⇒高齢者に多い、ヒートショック（温度差の変化が体に与える影響（心疾患・脳血管疾患の発生））の防止のための高断熱・高气密等の環境性能に配慮した環境共生型住宅の普及促進

【事業展開】：信州型住宅リフォーム促進事業、ふるさと信州・環の住まい助成金（建設部）、住宅エコポイント制度（国土交通省）

◇在宅での事故を防ぐバリアフリー化の促進

⇒高齢者の事故の60%を占める住宅内での事故を防ぎ、身体機能が低下しても住み慣れた自宅で生活が続けられるように、段差解消、手摺の設置、浴室・トイレ改修など、身体の状態に合わせた使い易い住宅への改修を促進

【事業展開】：安心生活支援事業（健康福祉部）

◇多様な暮らし方に対応した賃貸住宅の確保

⇒「サービス付き高齢者向け住宅」など、高齢者向けの支援サービス（安否確認、生活相談、食事の提供等）を備えた、新たな形態の賃貸住宅等を民間事業者の積極的な参入により確保

【事業展開】：サービス付き高齢者向け住宅の登録（建設部）、高齢者等居住安定化推進事業（国土交通省）

◇“住まい”のセーフティネットとしての公営住宅の確保

⇒公営住宅の持つ、住宅セーフティネット機能が果たされるよう、社会経済情勢の変化を踏まえて必要数を確保

【事業展開】：県営住宅建設事業、県営住宅管理事業（建設部）

◇“住まい”としての施設の確保

⇒要介護状態となった際の“住まい”としての介護保険施設の計画的な整備を支援

【事業展開】：社会福祉施設等整備事業補助金（健康福祉部）

3 【提供されるサービス等の充実】

◇自宅や地域で暮らし続けることができる支援体制の整備

⇒高齢者の居住の安定の実現のためには、生活の安定を図る必要があることから、社会参加の促進、生活支援・医療・介護サービスの充実と連携強化など、様々なソフトサービスを充実

【事業展開】：介護保険制度運営（健康福祉部）

◇サービス提供事業者の質の確保

⇒生活支援・医療・介護サービスを提供する事業者と賃貸住宅等の“住まい”を提供する事業者の双方の質の向上を支援

【事業展開】：指導監査の実施（健康福祉部、建設部）

第7期長野県高齢者プランの策定について

介護支援課

1 計画策定の趣旨

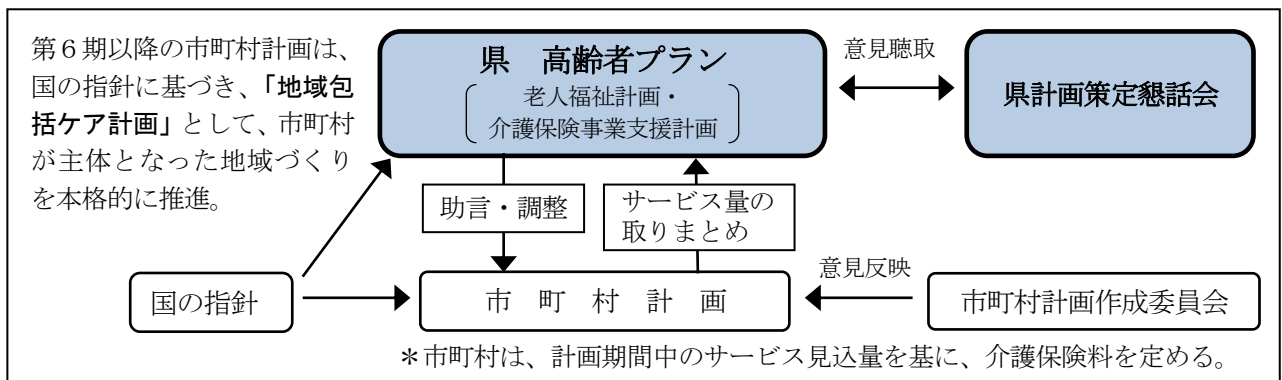
老人福祉法及び介護保険法に基づき、介護サービス基盤等の整備目標や取り組むべき高齢者福祉施策を定めた第7期長野県高齢者プラン（老人福祉計画・第7期介護保険事業支援計画）を策定する。

2 計画期間

平成30年度～32年度（3年間）

3 市町村との連携・調整

計画策定に当たり、県は望ましい高齢者福祉施策の実施について市町村に助言するとともに、広域的な見地から調整を行う。



4 第7期計画のポイント

(1) 地域包括ケアの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年（H37年）度の介護需要や保険料水準の市町村推計を踏まえ、中長期的な対応を進めるため、第5期で開始した介護・予防・医療・生活支援・住まいの各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進。

(2) 2025年の介護人材推計

2025年を見据えた介護人材の確保策を進めるため、市町村計画で見込むサービス量を考慮して中長期的に必要な介護人材を推計し、確保・育成のための取組を推進。

(3) 諸計画との整合性の確保

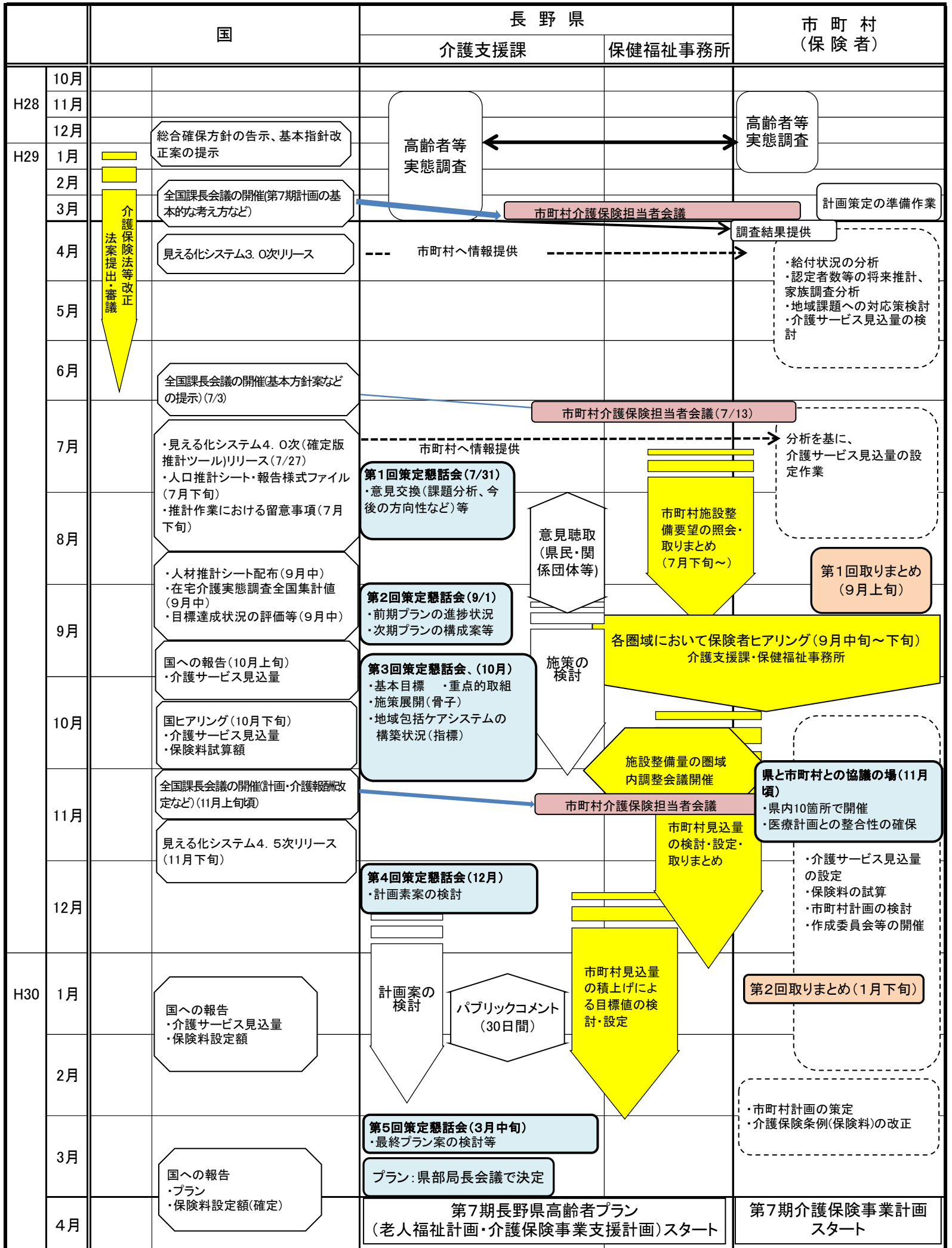
市町村との協議の場の設置等により、同時期に策定する医療計画との整合を図るとともに、次期総合5か年計画等とも整合を図る。

5 計画策定のスケジュール（予定）

		H29.4	7	10	H30.1	3	4	
国			国基本指針提示	介護サービス見込量のヒアリング			保険料等とりまとめ	
県	計画策定の工程	○懇話会 委員選定・委嘱 データ収集・分析	◎第1回 懇話会 現状分析・計画の方向性	◎第2回 懇話会 構成案等	◎第3回 懇話会 基本目標 重点的取組 施策展開等	◎第4回 懇話会 計画素案の 検討	◎第5回 懇話会 計画案の 検討	計画策定
	県民意見の募集		施策に関する県民意見募集			計画素案パブリックコメント		
市町村（保険者）			介護サービス見込量の算定		施設整備の圏域内調整	介護サービス見込量の確定	計画策定	

介護保険事業(支援)計画の策定について (スケジュール予定)

平成29年7月13日現在
介護支援課



第7期長野県高齢者プランの策定スケジュール(予定)について
 長野県高齢者居住安定確保計画の見直しスケジュール(予定)について

資料1-4

H29.7現在

		長野県高齢者プラン 介護支援課	長野県高齢者居住安定確保計画 建築住宅課・介護支援課
7月	上旬		
	中旬		
	下旬	第1回懇話会(7月31日) ・意見交換 (今後の方向性など)	第1回住宅審議会(7月26日) ・意見交換 (今後の予定など)
8月	上旬		
	中旬		
	下旬		
9月	上旬	第2回懇話会(9月1日) ・次期プランの構成案等	
	中旬		
	下旬		
10月	上旬	第3回懇話会(10月) ・基本目標 ・施策展開(骨子)等	
	中旬		計画素案の検討 ・関係部局との 打合せ会議の開催等
	下旬		
11月	上旬		
	中旬		
	下旬		
12月	上旬	第4回懇話会(12月) ・計画素案の検討	
	中旬		
	下旬		
H30 1月	上旬		高齢者居住安定確保計画 計画素案作成
	中旬	計画案の検討	
	下旬	市町村見込量の 積み上げによる 目標値の検討	
2月	上旬		
	中旬		第2回住宅審議会(2月) ・計画素案の検討
	下旬		
3月	上旬	第5回懇話会(3月中旬) ・最終プラン案の検討等	高齢者居住安定確保計画 計画案作成
	中旬		
	下旬	県部局長会議で決定	
4月	上旬		長野県高齢者居住安定確保計画 (改訂版)
	中旬		
	下旬		

